

国立保健医療科学院競争的研究費管理・運営に関する規程

(平成20年10月30日院長伺定)

(平成23年3月30日一部改正)

(平成25年5月31日一部改正)

(平成25年9月20日一部改正)

(平成26年6月30日一部改正)

(平成27年3月24日一部改正)

1. 目的

この規程は、国立保健医療科学院(以下「当院」という。)における競争的研究費(以下「研究費」という。)の管理・運営を適正に実施し、研究費の不正使用及び不適正経理(以下「不正使用等」という。)を防止するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 対象となる研究費

当院に所属する研究者(「国立保健医療科学院特定研究員規程」(平成14年4月1日院長伺定)に規定する協力研究員のうち、厚生労働省及び文部科学省等の若手研究員育成事業に基づき官民共同研究の一環として派遣される者を含む。)が研究課題毎に研究の実施及び機関経理の実施について院長の承諾を受け、当院で機関経理を実施することとなった全ての研究費とする。

3. 機関経理

(1) 研究費に係る機関経理事務を行うために、総務部に機関経理班を置く。

機関経理班は、研究業務室長、研究経理係で構成する。

(2) 機関経理の実施に際して必要な事項は別に定める。

4. 機関の責任体制

(1) 研究費の管理・運営について当院全体を統括し、最終責任を負う者として、最高管理責任者を置く。

最高管理責任者は院長をもって充てる。

(2) 最高管理責任者を補佐し、研究費の管理・運営について当院全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置く。

統括管理責任者は総務部長をもって充てる。

(3) 統括管理責任者の指示の下、機関経理を指揮監督し、不正防止を図るため、コンプライアンス教育や必要な改善指導を行う者として、機関経理責任者を置く。

機関経理責任者は総務部研修・業務課長をもって充てる。

5. 関係者の意識向上

(1) 研究費に携わる全ての者は、関連する各種規程等に基づき、研究費の適正な管理と効果的・効率的な執行に常に心がけなければならない。

(2) 機関経理責任者は、研究費に携わる全ての者に対して、当院における研究費の使用ルール及び不正行為の防止等について意識向上を図るため、少なくとも毎年1回、説明会を開催するなど必要な措置を講じるものとする。

(3)研究者は、使用ルールを遵守することなどを盛り込んだ、誓約書を研究費の申請時等に最高管理責任者へ提出しなければならない。また、研究費の執行に携わる者についても適切な時期にこれを提出しなければならない。これを提出しない場合には、研究費の執行はできないものとする。

6. 不正防止計画

- (1)最高管理責任者は、不正防止に向けた運営・管理体制を整備するため、不正防止計画を策定する。
- (2)機関経理班は、研究費の使用に係る不正を発生させる要因を把握し、その要因を除去するなど、不正防止計画を着実に実施する。

7. 監査体制

- (1)最高管理責任者は、総務部総務課及び会計課の職員に命じて、機関経理班及び各研究者に対し、毎年度定期的に監査を実施させる。
- (2)監査を命じられた職員は、別途定める規程に基づき、関係証拠書類の調査や事情聴取等の他、研究費の管理及び経理の体制が適切に整備されているかについても十分に留意して監査を実施する。
- (3)研究費に携わる者は、当該監査に協力しなければならない。

8. 不正使用等の通報窓口等

- (1)研究費に係る不正使用等に関する当院内外からの通報を受け付ける窓口を総務部総務課に設ける。
- (2)通報窓口の長は、窓口の連絡先、方法等について当院内、取引業者等の当院外にも周知する。通報の詳細は、別途定める。
- (3)通報窓口の長は、不正使用等に関する通報を受け付けたときは速やかに最高管理責任者に報告する。
- (4)最高管理責任者は、通報の受付から30日以内に、その内容の合理性を確認し、調査の要否を厚生労働省大臣官房厚生科学課及び研究費の配分機関等へ報告しなければならない。

9. 不正が疑われる場合の対応

- (1)最高管理責任者は、競争的研究費に関し、不正が疑われる場合などで、調査が必要と判断した場合には、その都度、競争的研究費調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置し、調査を実施させる。
- (2)調査委員会の調査対象となっている者が係わる研究費については、その使用を一時的に停止するものとする。
- (3)調査委員会の構成その他必要な事項は別に定める。
- (4)調査の結果、不正が明らかになった場合、当該不正取引に関与した業者は、厚生労働省及び関係府省の取扱に準じて処分を行うものとする。

附 則

この規程は平成20年10月30日から施行する。

附 則(平成23年3月30日)

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年5月31日)

この規程は平成25年6月1日から施行する。

附 則(平成25年9月20日)

この規程は平成25年10月1日から施行する。

附則(平成26年6月30日)

この規程は平成26年7月1日から施行する。

附則(平成27年3月24日)

この規程は平成27年3月24日から施行する。